



不動産取得税の軽減制度

○不動産取得税とは

家屋を新築・増改築したとき、土地や家屋を売買・贈与・交換などで取得したときに一度だけ課税される県の税金です。

○軽減制度について

住宅用の土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に、床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅（特例適用住宅）といいますが、新築された場合には、土地の取得に係る不動産取得税が軽減されます。

■問い合わせ先
なお、この軽減制度を受けるためには申告が必要です。また、この他にも不動産取得税の軽減制度がありますので、詳しくは、お問い合わせください。

西北地域県民局 県税課課税課
☎ 0173 (34) 2111

相続登記の申請義務化に向けた全国一斉「遺言・相続」相談会

令和6年4月1日に相続登記の申請が義務化されます。

▽実施日時

2月17日（土） 10時～16時

▽実施場所

- ・イオンモールつがる柏（つがる市柏稲森幾代41）
- ・青森県司法書士会館（青森市長島3-5-16）
- ・弘前市総合学習センター（弘前市末広4-10-1）

▽相談員

司法書士、青森地方法務局職員

▽相談内容

遺言・相続に関する相談を中心

心に、関連する司法書士業務について無料で相談が可能。

▽相談形態

面談相談（予約不要・先着順）

■問い合わせ先

青森県司法書士会
☎ 017 (776) 88888

女性のための女性司法書士による無料法律相談会（電話・WEB）

相続・成年後見・借金問題・家族間の問題等法律に関するお悩みを抱えた女性のために、女性司法書士が無料で相談に応じます。

▽日時

3月2日（土） 10時～16時

▽電話相談

☎ 017 (752) 0440

（当日のみの専用電話）

▽WEB相談

先着3名の予約制

「青森県司法書士会」ホームページの専用予約フォームからお願いします。

▽相談員

女性司法書士

※電話相談の際の通話料はご負担いただきます。

※相談は無料ですが具体的な手続が必要な場合は、別途費用がかかります。

■問い合わせ先

青森県司法書士会
☎ 017 (776) 88888

アイヌの方々からの

「相談をお受けします」

日常生活でお困りのこと、嫌がらせ、差別など何でも「相談ください」。

▽相談専用電話

☎ 0120 (77) 2008

▽受付時間

平日9時～17時

（祝日・年末年始を除く）

※相談無料、匿名可、秘密厳守

◆本相談事業は、（公財）人権教育啓発推進センターが、厚生労働省生活充実事業により実施するものです。

国家公務員採用試験のお知らせ

人事院では、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験・大卒程度試験）および一般職試験（大卒程度試験）を実施します。申込みはインターネットにより行ってください。

【総合職試験（院卒者試験・大卒程度試験）】

▽インターネット申込受付期間

2月5日～2月26日（受信有効）

▽第一次試験日

令和6年3月17日（日）

【一般職試験（大卒程度試験）】

▽インターネット申込受付期間

2月22日～3月25日（受信有効）

▽第二次試験日

令和6年6月2日（日）

2月の町税等納期

- 上下水道料金 2月分 [2/21(水)]
- 町営住宅使用料 2月分 [2/26(月)]
- 後期高齢者医療保険料 8期 [2/29(木)]

※【 】納期限日

口座振替を利用していない方は、手続が簡単で便利な口座振替のご利用をご検討ください。

防災無線を聞き逃したら！

町の防災行政無線では、災害情報や町のイベント情報などを町民の皆さまに周知しています。万一、放送内容が聞き取れなかった場合、電話で確認できますので、ご活用ください。

◆確認用ダイヤル

☎ : 0173-23-2333

※通話料は利用者負担となります

行政・人権相談

町では、町民の皆さんの行政に対する意見や要望、日頃生活する上での困り事など、さまざまな内容の相談を受けるための行政相談と人権相談を行っています。

■期 日 3月11日（月）

■相談時間 午前10時～午後3時

■場 所 国際交流会館1階 101会議室

なお、申込方法や受験資格等の詳しい内容については、人事院ホームページの「**国家公務員試験採用情報NAV1**」または左記にお問い合わせください。

問い合わせ先

人事院東北事務局 第 課試験係
☎022(221)2022

45歳以上の方の転職・再就職をサポートします(無料)

就職活動のノウハウ(仕事の探し方・応募書類作成・面接対策など)を知りたい方、就職活動に不安を抱えている方など、カウンセラーがマンツーマン(予約制)でサポートします。

【青森地区】

▽実施日時

平日、第2・4土曜日

9時～16時

▽実施場所

ネクストキャリアセンターあおもり(青森市安方1-1-40)

【弘前地区】

▽実施日時

平日 9時～16時

▽実施場所

キャリアスクールI・M・S(弘前市土手町134-8)

※当職業相談は雇用保険受給資格者の求職活動として認められます。

問い合わせ・予約申込み先

ネクストキャリアセンターあおもり
☎017(723)93250

乗るなら確認

「自賠償」お忘れなく!

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、令和4年の事故発生件数は約30万件、死傷者数は約36万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得ます。

自賠償保険・共済なしでの運行は法律違反です!

自賠償保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており、自賠償保険・共済なしで運行することは法令違反ですのでご注意ください。

「鶴田町生活応援商品券」

使用期限は3月10日まで

令和5年度鶴田町生活応援商品券の使用期限が迫っています。

▽使用期限

3月10日(日)まで

使用期限を過ぎたの使用はできませんので、期限内にご使用ください。

問い合わせ先

企画観光課 観光班
☎内線(264/265)



**町の保健
だより**

乳幼児健康診査について

対象となる方には個別通知でお知らせします。年間の日程は、「鶴田町健康カレンダー」*をご覧ください。
*町ホームページにも掲載しています

**新型コロナウイルス
感染症について**

町民の皆さま方には、感染防止対策にご協力いただき、ありがとうございます。

お互いを守り合う気持ちで、引き続き、場面に応じた感染防止対策へのご理解とご協力をお願いします。

【新型コロナに関する各種問い合わせ・医療機関の紹介、健康面(後遺症含む)・予防方法等の相談】

・青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談(24時間対応)
☎: 0570-065-965

・厚生労働省電話相談窓口

☎: 0120-565653

・役場 健康保険課 ☎: 22-2111

「個別特定健診」のお知らせ

●対象:

- ①国保 40～75歳
- ②後期高齢者医療の方
- ③30～39歳全員
- ④生保 40歳以上

●内容:

身長、体重、血圧、尿検査、血液検査、心電図検査、診察

●期間: 令和6年2月29日(木)まで

●健診料: 無料

●場所: 町内外8医療機関

●申込方法

健康保険課⑥窓口または電話でお申し込みください。

※今年度の集団健診で特定健診を受けた方や、人間ドックを受けた方は、個別健診を重複して受けることはできません。

悩みを抱えていたら相談してみませんか?

【こころの相談窓口】

●よりそいホットライン

生活の中で困っていること等、どんな悩みでもご相談ください。

☎: 0120-279-338(毎日24時間対応)

●こころの健康相談統一ダイヤル

所在地域の公的な相談機関につながります。

☎: 0570-064-556

(平日9時～16時、18時30分～22時)

●NPO法人あomorいのちの電話

☎: 0172-33-7830(毎日12時～21時)

※メール相談は「あomorいのちの電話」ホームページから入室

【誰かに話を聴いてほしい】

●鶴田町傾聴ボランティア「つるりんの会」傾聴サロン

日時: 第1・第3月曜日(祝日除く) 13時～15時

場所: 鶴遊館 栄養指導室

☎: 0173-22-2111

(担当: 健康保険課 健康長寿班)

【有料広告】



創立30周年 ありがとうございます

～これからも地域とりんご産業発展に貢献して参ります～

地方卸売市場



株式会社 津軽りんご市場

〒038-3684 板柳町大字三千石字二湯 21-3

TEL: 0172(72)1211 FAX: 0172(72)1229

令和6年度から

森林環境税(国税)の課税が始まります



鶴田町の森林環境譲与税の使い道

森林環境税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備に必要な財源を安定的に確保するために創設された国税です。

森林環境税は、その税収の全額が森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与され、市町村などにおける森林整備や木材利用の促進、人材育成などに充てられます。

令和6年度以降の個人町民税・県民税均等割および森林環境税について

令和6年度から個人住民税の均等割と併せて、1000円が森林環境税として賦課徴収されます。

これまで東日本大震災からの復興を目的として町民税と県民税に500円ずつ上乗せして賦課徴収されていた臨時措置が令和5年度で終了となるため、ご負担いただく金額は変わりません。

年度		令和5年度	令和6年度
森林環境税(国税)			1,000円
個人住民税均等割	町民税	2,500円	2,000円
	県民税	2,500円	2,000円
合計		5,000円	5,000円

町・県民税の申告相談会

期間 2月8日～3月15日(土日、祝祭日は除く)

場所 国際交流会館2階(202会議室)

町役場で税の申告相談を行っています。

会場の混雑を避けるために行政区ごとに受付日時を指定しています。(1月15日発行の「広報つるた1月号」折り込みチラシをご覧ください)

※都合により指定日に申告できない方は、他の地区の受付日でも対応可能。

申告の必要な人が申告をしない場合

- ・医療費給付制度や児童手当、融資等の社会的制度に必要な所得証明書が発行できない
- ・国民健康保険税の「軽減世帯」の対象にならない
- ・給付金の対象にならない など

各種行政サービスに制限が設けられますので、必ず申告して下さるようお願いいたします。

■問い合わせ先：税務会計課 税務相談班 ☎：0173-22-2111 (内線121・122・125・126)

五所川原税務署からのお知らせ

税務署では、自宅等からのスマートフォン(スマホ)などによる電子申告(e-Tax)を推進しています。

step 1 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」にアクセス

step 2 送信方法(次の①または②)を選択

①マイナンバーカード方式

「マイナポータルアプリ」をインストールし、マイナンバーカードをスマホで読み取り

②ID・パスワード方式

税務署が発行した「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、ID(利用者識別番号)とパスワード(暗証番号)を入力

step 3 収入や控除金額などを入力(源泉徴収票を撮影すれば内容を自動入力できます)

step 4 申告内容の事前確認・送信

step 5 送信した申告内容の帳票PDFを保存・確認

五所川原税務署は申告書作成会場を開設します。

期間 2月16日～3月15日 9:00～17:00
(土日、祝祭日は除く。受付は16:00まで)

場所 五所川原税務署 2階

①入場整理券が必要です。当日、会場で配付します。状況により、後日の来場をお願いすることがあります。(LINEを通じた事前発行もできます)

②申告書作成会場では、ご自宅からと同様に原則としてご自身のスマホにより、ご自身で申告書等を作成していただきます。

③スマホ・マイナンバーカードをご持参してください。
④マイナンバーカードの受領時に設定したパスワードが必要です。

- ・「利用者証明用電子証明書」用(数字4桁)
- ・「署名用電子証明書」用(英数字6～16文字)

■問い合わせ先

五所川原税務署 ☎：0173-34-3136(代表)

高額介護合算療養費

医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得区分に応じた自己負担限度額（表）を超えた場合に、その超えた額が支給されます。（ただし、超えた額が500円以下の場合には支給対象となりません）

支給対象者

国民健康保険に加入している方および後期高齢者医療制度に加入している方で、医療保険と介護保険の自己負担額の両方の支払いをした方
 ※世帯内に対象者が複数いる場合は、加入している保険ごとの世帯で合算します。
 自己負担額は…支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額です。

対象期間

令和4年8月1日～令和5年7月31日までの1年間

支給申請

対象者には、支給申請のお知らせをお送りしますので、健康保険課の窓口へ申請してください。

- 国民健康保険に加入している方 -

2月下旬に健康保険課から支給申請のお知らせをお送りします。

- 後期高齢者医療制度に加入している方 -

2月下旬に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせが送付されます。

所得区分に応じた自己負担限度額

◎ 70歳未満の人

所得区分	自己負担限度額
年間所得 901万円超	212万円
年間所得 600万円超 901万円以下	141万円
年間所得 210万円超 600万円以下	67万円
年間所得 210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

◎ 70歳以上の人

所得区分		自己負担限度額
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690万円以上	212万円
	Ⅱ 課税所得 380万円以上 690万円未満	141万円
	Ⅰ 課税所得 145万円以上 380万円未満	67万円
一般		56万円
低所得Ⅱ		31万円
低所得Ⅰ		19万円

低所得Ⅱ：世帯員全員が住民税非課税の方
 低所得Ⅰ：世帯員全員が住民税非課税の方のうち、世帯員全員の各所得金額が0円の方

高額療養費（外来年間合算）

対象期間中の外来診療の自己負担額の合計から高額療養費で支給された分を除いた額が、**144,000円**を超える場合に、その超えた額が支給されます。

支給対象者

- ・70歳以上の国民健康保険に加入している方で、基準日時点（令和5年7月31日）の保険者証の窓口負担割合が2割の方
- ・後期高齢者医療制度に加入している方で、基準日時点（令和5年7月31日）の保険者証の窓口負担割合が1割の方

対象期間

令和4年8月1日～令和5年7月31日までの1年間

支給申請

対象者には、支給申請のお知らせをお送りしていますので、健康保険課の窓口へ申請してください。

- 国民健康保険に加入している方 -

2月下旬に健康保険課から支給申請のお知らせをお送りします。

- 後期高齢者医療制度に加入している方 -

12月中旬に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせをお送りしています。（これまでに高額療養費の支給を受けたことのある方は登録口座に支給しますので、申請は不要です）

△注意

対象期間の途中に国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方は、支給対象の方でも支給申請のお知らせが届かない場合がありますので、対象になるとと思われる方は、担当までお問い合わせください。

■問い合わせ先：健康保険課 国保介護班 TEL：0173-22-2111（内線142・144・145）

令和6年
3月1日から

新しい戸籍制度が始まり便利になります

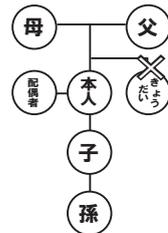
戸籍証明書等の広域交付

- ・本籍地以外の市区町村窓口にて、全国各地にある戸籍証明書・除籍証明書をまとめて交付請求できる制度です。
- ※一部事項証明書（戸籍の記載事項証明書）、個人事項証明書（戸籍抄本）は請求できません。
- ※コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除きます。

▶ 交付の受け方

- ・請求できる方が最寄りの市区町村戸籍担当窓口にて直接訪れてください。
- ・請求できる方のマイナンバーカードや運転免許証等の顔写真付きの身分証明書を持参してください。
- ※代理人や郵送での請求はできません。

▶ 請求できる方



- 本人
- 配偶者
- 父母、祖父母など直系尊属
- 子、孫など直系卑属
- ※戸籍を異にするきょうだいの戸籍は請求することができません。

戸籍届出時における戸籍証明書等の添付が原則不要

例えば新婚旅行先の市区町村の窓口で婚姻届を提出する場合など、本籍地以外の窓口で戸籍の届出を行う場合に戸籍証明書等の添付が原則不要になります。

■問い合わせ先：町民生活課 くらしの窓口班 ☎：0173-22-2111（内線155）

広告入り窓口封筒への広告掲載募集

鶴田町では、来庁された方が住民票等の各種証明書を入れて持ち帰るために使用する窓口用封筒に広告を掲載しています。

広告主の募集・封筒の作製は、鶴田町との協定に基づき下記の広告代理店が行います。広告掲載をご希望の方は下記問い合わせ先までご連絡ください。

募集締切り 令和6年3月末まで

掲載期間 令和6年6月から令和7年5月



▲掲載イメージ

■問い合わせ・掲載申込み先：株式会社 郵宣協会（福岡県北九州市小倉北区堺町2-1-1） ☎：0120-993-622

【有料広告】

灯油の配送いたします。



ミライフ東日本株式会社 北つがる店
五所川原市広田字柳沼90-3
☎ 0120-17-2440
営業時間 平日 9:00～17:00(夏季・冬季休業日を除く)

おめでで、はってらが～ 自然災害から経営を守る

りんご共済

加入申込受付 3/25まで

ぶどう共済もあります

NOSAI 青森県農業共済組合 津軽支所
〒037-0011五所川原市金山字竹崎203-4 TEL 33-1513

21世紀の町の担い手たち

家族からのメッセージ



ういか
初穂ちゃんへ

元気に生まれてきてくれてありがとう！笑顔いっぱいのおたにかい子に育ってね！
佐々木 裕斗・美咲さん(寺町)

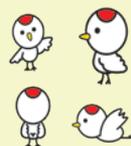
令和5年11月に出生届けがありました赤ちゃんをご紹介します。

募集期間
令和6年
3月15日
まで

鶴田町新公式キャラクターの愛称を募集します！

応募方法

- ① google フォームから応募
- ② 郵送または窓口提出
(応募用紙は企画観光課窓口設置
または町 HP からダウンロード)
- ③ 応募用紙をメールで送る
(keikaku@town.tsuruta.lg.jp)



キャラクターの特徴

つるりんのお友達

つるりんが大好き
いつもそばにいます



審査表彰

- ・管内小・中学生の投票で5作品を選び、その後選考委員会により最優秀賞を決定します。
- ・最優秀賞に選ばれた方には、記念品としてつるりんまたは新キャラクターのぬいぐるみを贈呈します(記念品は愛称決定後に製作します)。

■問い合わせ先: 企画観光課まちづくり班 ☎: 0173-22-2111 (内線263)

ハサミで切り取ってお使いください。



食改 おすすめ レシピ

地場産品を使った料理/食生活改善推進協議会「みつば会」監修

なめことたたき長芋のみそ汁

1個分: 57kcal 塩分0.9g 野菜量2.5g

なめこと長芋でとろみが付いたみそ汁はいかがでしょうか。長芋は切らずに叩いて使うので、大きさや形に変化があり、違った食感が楽しめます。ぜひ、お試しください。

◆作り方

- ① 長芋は皮を剥き、ポリ袋に入れてめん棒などで叩き、粗く潰す。小ねぎは小口切にする。
- ② 鍋にだし汁と長芋を入れて中火にかけ、煮立ったら弱火にしてなめこを加えて2分ほど煮る。
- ③ 全体に火が通ったら、火を止めてみそを溶き入れる。器に盛り、小ねぎをちらす。

★ポイント

長芋は細かく叩き過ぎないように、適度な大きさを残した方が良いかもしれませんが。塩分が気になる方は、だしを効かせることで、みその量が少なめでもおいしくいただけます。また、減塩みそを使っても良いでしょう。



◎材料(2人分)

長芋	100g
なめこ	100g
小ねぎ	5g
だし汁	300ml
みそ	小さじ2